

地面に食い込んでいる球の救済



地面に食い込んだ球は、救済できるようになります。

2019年の規則改正により、ジェネラルエリア(スルーザグリーンに代わる用語)であれば、何処でも救済を受けることが出来るようになります。

ジェネラルエリアとは

「スルーザグリーン」の意味も良くわからなかった人は、この機会に覚えておきましょうね。

ティーイングエリア、バンカー、ペナルティーエリア、グリーンを除く、プレーできるすべてのエリアの事です。

フェアウェイやラフ。草木の中や林の中も含まれます。

ティーショットを打ってから、グリーンに乗るまでの、ペナルティーエリアを除くすべてのエリアです。

2018年までは、短く刈られたフェアウェイでないと救済が受けられませんでした。

もしくは、ローカルルールで決められた場合のみでしたが、規則の改正で、ペナルティーエリア以外であれば、救済が受けられることになりました。

ややこしくて、判断に迷う規則だったので、規則の簡素化には、大賛成です。

2018 年まで適用の規則

こんなに食い込んでいるのに、救済されないの？

正式回答

フェアウエーでなくラフなので、救済できません。そのままの状態です。

又は、アンプレアブルの処置で、1 打ペナルティーを払って救済を受けるかです。

アンプレアブルの場合、ボールを拭くことができます。

ボールを交換することもできます。

但し、コースコンディションが悪く、当日ローカルルールで特別な処置を設けている場合や、コンペなどで、6 インチOKなどのルールを設けている場合は除きます。

地面に食い込んでいるボールは、フェアウェイなど 芝草を短く刈ってある区域であれば 異常なグラウンド状態の救済措置が受けられます。(規則 25-2)。

芝草を短く刈ってある区域 とは、フェアウェイの芝の長さか それより短く刈ってあるコース上の全ての区域 (ラフを 通り抜ける通路などを含む)。

簡単に言えば、フェアウェイかグリーンのカラ一部分、ラフの中の芝が刈ってる通路ということになります。

25-2 地面に食い込んでいる球

スルーザグリーンの、芝草を短く刈ってある区域で、球がその勢いで自ら地面に作った穴 (ピッチマーク) に食い込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球のあった箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。「芝草を短く刈ってある区域」とは、フェアウェイの芝の長さかそれより短く刈ってあるコース上のすべての区域(ラフを通り抜ける通路を含む)をいう